

公共用水域への排水処理について

建築、開発行為等により敷地外への排水処理を行う場合で、次に該当するものについては手続きが必要です。

1 生活排水

生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の設置が基本です。

それ以外の場合、生活雑排水を処理する簡易浄化槽の設置が必要です。機能を維持するため定期的な沈殿汚泥の汲取りなど適正な管理をしてください。

2 事業排水

排出水が事業排水の場合は、事業排水処理簡易浄化槽等設置届を工事着手30日前までに提出してください。簡易浄化槽を設置したときは、機能を維持するため定期的な汚泥の汲取りなど適正な管理を行ってください。

水質汚濁防止法の特設施設に該当する場合は届出が必要です。南信州地域振興局環境課の指導を受けてください。

問い合わせ先

環境課 環境保全係

電話 22-4511 内線 5463